

# 消防団用防火衣等購入 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本仕様書は、朝霞市（以下「市」という。）が令和6年度に購入する防火衣等について必要な事項を定める。

### 第2条 納品期限

防火衣等の納品期限は、令和6年12月13日までとする。

### 第3条 採寸

受注者は、採寸のため一定期間市に試着品を貸与するものとする。なお、貸与する試着品の数及び期間は、市と協議の上、別途決定する。

### 第4条 納品場所

防火衣等の納品場所は、朝霞市消防団の詰所（朝霞市内9か所）とする。

### 第5条 瑕疵責任

納品後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに交換、再納品を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

### 第6条 支払

市は、納品後に一括して契約金を支払うものとする。

### 第7条 その他

本仕様書に定めることのほか必要な事項は、協議の上、市の指示に従うこと。

### 第8条 担当部署

- (1) 朝霞市役所 危機管理室 危機管理係（朝霞市役所 別館4階）  
住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1  
電 話 048-463-1788（直通）  
FAX 048-463-1195  
メール kiki\_kanri@city.asaka.lg.jp

## 第2章 防火衣 仕様

### 第9条 概要

- (1) 国際標準基準 ISO 11613 : 2017 に準拠するものであること
- (2) 使用する材料、付属品は本仕様書に順じ、仕上がりが優美な製品であり、縮み、傷、汚れ、その他外観を損なうような欠点のないものとする。
- (3) 外衣と中衣の多層構造で、上衣と下衣で構成されたセパレートタイプのものとする。
- (4) 立体構造の裁断を行い、消防活動に適した機能性と強度を有するものとする。
- (5) 着装した状態で上衣の裾から下衣の裾までの間において、外衣生地から裏地まで貫通する箇所がない構造とする。

### 第10条 生地

外衣及び中衣の生地は難燃性、透湿性に優れ、消防活動に適した機能性と強度を有するものとする。

### 第11条 縫製

- (1) 一般
  - ①縫い合せが良好であり、縫い飛びや縫い外れ、縫い曲がり、たるみがないこと。
  - ②徽章等の表示位置、箇所数及び色彩などは、本市と協議の上、別途決定する。
- (2) 上衣
  - ①衿は、首部を覆う立ち衿とする。
  - ②前開き、ファスナー合せて左身頃に前立てをつけ、右身頃に面ファスナーをつけること。
  - ③袖は、腕の運動を考慮した構造とする。
  - ④左胸部及び左右腰部等に雨蓋付きポケットをつけること。また、面ファスナー及び底部に水抜き穴を設けること。
  - ⑤ベルト通しはつけないこと。
  - ⑥反射材は、前身頃胸部、後身頃背中、袖回りなどに縫い付け、視認性を担保すること。
  - ⑦左胸上部にマイクループを取り付けること。
- (3) 下衣
  - ①前開き、ファスナー合せて左身頃に前立てをつけ、右身頃に面ファスナーをつけること。
  - ②ウエストを面ファスナーで調節、固定できる構造であること。
  - ③裾口を面ファスナーまたはコイルファスナー等で調節、固定できる構造であること。
  - ④反射材は、裾回りなどに縫い付け、視認性を担保すること。

### 第3章 防火帽 仕様

#### 第12条 概要

防火帽の規格（平成3年労働省告示39号改正）に適合するものであること

#### 第13条 帽体

- (1) 帽体は、セミジェット型とする。
- (2) 材質は、ポリエステル樹脂による強化プラスチックとし、自己消火性を有し、衝撃に対して高強度であり、耐熱性、耐低温性、耐食性に優れたものとする。
- (3) 物体の飛来や落下等による危険、墜落による危険、火及び熱による危険から装着者の頭部を保護する構造及び性能を有し、軽量かつ頭部の動きによるぐらつきが少なく、装着中に不快感がないこと
- (4) 表面塗装は、難燃性に優れ、容易にはく離しないこと。
- (5) 徽章等の表示位置、箇所数及び色彩などは、本市と協議の上、別途決定する。

#### 第14条 装着部品

- (1) ヘッドバンドは、サイズ調節が可能で頭と接触する部分に吸水性耐久性に優れた素材を取り付けること。
- (2) かぶりの深さが調節できるハンモックを取り付けること。
- (3) あごひもは、抗菌、防臭処理をしてあるものを使用し、防火帽が脱落したり、ぐらついたりしないように確実に締められるものを取り付けること。また、容易に脱帽できる構造とすること。
- (4) しころを着脱できる構造とすること。
- (5) 顔面保護シールドは、衝撃に対して高強度であり、耐熱性に優れたものとし、視界の妨げとなるゆがみや構造等でないこと。また、帽体から円滑に引き出すことができ、引きだした状態及び収納した状態でぐらつきない構造とすること。

## 第4章 防火靴 仕様

### 第15条 概要

消防庁の定める個人装備のガイドライン（平成29年3月通知）に合格するとともにJ I S T 8101の規格における総ゴム製の安全靴を基準とし、静電性能については、J I S T 8103を基準とする。

### 第16条 構造

- (1) 耐久性に優れ、傷、斑点、汚損及びその他著しく外観や性能を損なうような欠点がなく、装着者の安全を担保するものであること。
- (2) 着脱が容易にでき、装着時は、あそびがなく安全に活動できる構造であること。
- (3) 表底に滑り止め加工等、安全に活動できる意匠が施されていること。
- (4) 視認性が向上するよう反射材を取り付けること。